

2016年12月6日

既契約者の皆様へ

株式会社F I S
フレックス少額短期保険

特約条項の改定のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てをいただき厚く御礼申し上げます。

さて、この度弊社では、ご契約者様の利便性向上のため、「賃貸のほけん（住居専用）」「テナントのほけん」の特約条項を下記の通り変更致します。

適用開始日以降は、既に該当の保険にご加入いただいているご契約者様にも自動的に適用されるため、お知らせ致します。なお、今回の特約条項変更に伴う保険料並びに補償内容の変更はございません。

敬具

記

◆変更の概要

「引っ越しに関する特約」並びに「借用施設の移転に関する特約」につきまして、保険契約者等の利便性を考慮し、転居(移転)時に同一契約において、借用户室(施設)の変更を行う場合に加えて、保険契約を解約後、転居(移転)後の借用户室(施設)について新たに保険契約を締結する場合にも、本特約を適用できるように改定しました。

【対象商品】賃貸のほけん（住居専用）・テナントのほけん

◆適用開始日・対象

2016年12月6日以降の全ての契約（※既存契約を含む）

＜本件に関するご照会先＞

【ご照会先】株式会社F I S / フレックス少額短期保険

経営企画部・経営企画グループ 担当：河田（竜）

【電話番号】0120-77-2094（お客さま専用ダイヤル）

【営業時間】月～金 10:00～18:00 土・祝 12:00～18:00 ※日曜定休

賃貸のほけん（住居専用）特約条項 ※改定部分赤字表示

引っ越しに関する特約

第1条(特約の適用)

この特約は、被保険者が借用戶室（以下、「転居前借用戶室」といいます。）からの転居に伴い、この保険契約を解約し、転居後の借用戶室（以下、「転居後借用戶室」といいます。）において当社とこの特約を付帯した「賃貸のほけん（住居専用）」の保険契約を新たに締結した場合および保険期間の中途において転居前借用戶室からの転居に伴う転居後借用戶室への借用戶室の変更を当社に通知し、当社の承認を受けた場合に適用します。

第2条(転居前借用戶室での事故の取り扱い)

この特約により、転居前借用戶室と転居後借用戶室の賃貸借契約等の契約期間が重複している場合に限り、その重複している期間について30日間を限度として、転居前借用戶室において生じた、賃貸のほけん（住居専用）普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます。）およびこれに付帯される特約に規定する保険金支払事由に対しても、転居後借用戶室を借用戶室とする保険契約において保険金を支払うことができるものとして取り扱います。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

テナントのほけん特約条項 ※改定部分赤字表示

借用施設の移転に関する特約

第1条(特約の適用)

この特約は、被保険者が借用施設（以下、「移転前借用施設」といいます。）の移転に伴い、この保険契約を解約し、移転後の借用施設（以下、「移転後借用施設」といいます。）において当会社とこの特約を付帯した「テナントのほけん」の保険契約を新たに締結した場合および保険期間の中途において移転前借用施設からの移転に伴う移転後借用施設への借用施設の変更を当会社に通知し、当会社の承認を受けた場合に適用します。

第2条(移転前借用施設での事故の取り扱い)

この特約により、移転前借用施設と移転後借用施設の賃貸借契約等の契約期間が重複している場合に限り、その重複している期間について30日間を限度として、移転前借用施設において生じた、テナントのほけん普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます。）およびこれに付帯される特約に規定する保険金支払事由に対しても、移転後借用施設を借用施設とする保険契約において保険金を支払うことができるものとして取り扱います。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

以上